

在職期間を通算することとなつております。
ですが、この際、市町村立全日制高等
学校の教員等についても、恩給並びに
都道府県及び市町村の退職年金及び退
職一時金の基礎となるべき在職期間の
通算措置を講じようとするものであります。

現行の地方公務員規則によると、都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立の義務教育諸学校の教職員及び市町村立の定時制高等学校の教職員につきましては、国と都道府県との間及び都道府県相互間は在職期間が通算されることになっているのですが、市町村の退職年金条例の適用を受ける市町村立の大学、全日制の高等学校及び幼稚園の教員並びに市町村の教育事務に従事する職員等につきましては、市町村の一般職員の場合と同様に、都道府県と市町村との間及び市町村相互間は在職期間の通算措置をするよう努めなければならない旨の規定があり、通算措置を講ずるかどうかは、都道府県及び市町村の自主的な判断にゆだねられているのであります。

定があり、通算措置を講ずるかどうかは、都道府県及び市町村の自主的な判断にゆだねられているのであります。

このように、市町村の退職年金条例の適用を受ける者について、強制通算の措置を講じなかつたのは、都道府県の退職年金制度は恩給法に準じて統一されているのに対し、市町村の退職年金制度は国及び都道府県の制度と比較して、内容において相当の相違が見られ、在職期間の通算に伴う調整が技術的に困難があつたからであります。しかしながら、全日制高校の職員等についてこのような取扱いとすることは、都道府県、市町村相互間に人事交流の必要が強い教育職員の取扱いとしては、適當でないばかりでなく、義務教育職

○鈴木委員長 次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。門司亮君。
○門司委員 ちょっとと聞いておきますが、大蔵省の管財の方は見えておりますか。
○鈴木委員長 三浦管理課長がお見えになつております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

教員等につきまして、市町村の教育職員としての在職期間を、その市町村の教職員に適用される退職年金条例の規定が恩給法に準ずるような基準に従つて定められている場合には、義務教育職員の場合と同様に在職期間の通算措置を講じなければならぬものとしよ
うとするものであります。

員及び定時制高校職員との均衡の点においても適当ではないと考えられ、その是正について、各方面から要望されていたところであります。政府として、もその取扱について慎重に検討を続けて参ったのであります。が、ここに成案を得ましたので、地方自治法の一部を改正し、市町村立の全日制高等学校の

たいと思います。台帳価格は原則として登載するという建前になつております。すなわち、買収いたしました場合も、買取の価格、あるいは交換によって取得いたしました場合は交換の価格、租税物納等によつて取得した場合でしたら収納価格、あるいは収用による場合でしたら補償価格といったそれぞれの取得時における価格によつて台帳価格がきめられておるわけでござります。従いまして、かりに非常に古い年度に取得了したものでございま

○三 満説明員 秘
國有財産の台帳開
係に携わっておりますが、國有財産の
台帳価格が、提供施設所在市町村交付
金の基礎として定められております國
有財産台帳価格は、初めどういふうに
定められて、何を基礎に定められてお
るかということを最初にまず申し上げ

との均衡を保つ上の市町村財政の関係から出てきたものである。こういう経緯を持つておりますので、できるだけ価格等の評価といいますか、査定については厳正にすることが望ましいことだと思う。昨年來の状態を見ておりますと、大蔵省の管財で定めた価格というものは、非常にでこぼこがあつて、必ずしも実情に沿っていないようなものがたくさんあると思います。こういうものについての是正は、自治厅の方にお伺いすると、ことしへ何か改めてはつきりしたものにするというお話をですが、大蔵省側の意見はどうなんですか。ことしどういう処置をとつて公平を期せられるという方針が定められておるのか、その点を一つ伺つておきたいと思います。

ところで、三十一年—三十年度末でございますが——におきまして価格改定を行いました場合の考え方、やり方を簡単に申し上げます。大体土地の場合でございますと、土地に関する価格の指数といったようなものが、信憑性のあるものがございます。それを地域別あるいは土地の宅地、田畠その他による種目別によりまして、それぞれの地域に妥当と認められます倍率といふものを決定いたしまして、それによつて一律に価格の修正を行なつたわけで

すと、現在の実際の価格から見ますと、非常に開きがあるという実情にあることはいなめないところでござります。その場合におきましても、土地と、その他たとえば建物、工作物の場合は、その開きにおきまして若干異なる点がございます。いずれにいたしましても、昔から台帳に登載されております価格というものが、そのまま現在も続けられております限りは、実際の価格と遊離しているということは避けがたいことでござります。しかしながら、それに伴いますいろいろな不合理が発見されましたので、これに対しましてはある程度価値を参酌いたしまして、もう少し実際的な価格に改むべきであるという意見になりましたので、昭和三十一年三月三十一日現在をもちまして、価格改定という措置を初めてとった次第でございまして、この場合の定めいたしましては、國有財産台帳価格の改訂は、自今五ヵ年目ごとにこれをを行うということになつておりますから、次の価格改定が行われます時期は、昭和三十六年三月三十一日現在におけるそれであるということになりますから、三二二三

なるかと思ひますか、土地を売り払う場合と、建物、工作物を売り払う場合では、台帳価格との間に異なった開きが出て参りますという点だけをちよつと申し上げておきます。と申し上げまでは、土地でございますと、実際年相当地の値上がりをいたしておりまして、三十年度末できめました価格といふものが、当時ですら時価よりも若干低かった。ところが最近におきましては、土地価格が相当上っておりますから、実際に売り払われます場合の価格

ございます。もちろん取扱年度ごとに倍率が異なつておるわけでござります。それから建物、工作物におきましては、それだけに従いまして倍率といふものを決定いたしまして、これによって当初の価格を修正するという措置をとつたわけでござります。

一応ただいま申し上げましたように、三十年度末におきまして、少くとも当時の時価にやや近いところに台帳価格といふものが歩み寄つたという形ができておったわけではござります。その後、具体的の個々の事例に当つてみると、いわゆる時価と必ずしも権衡がとれていないという事例が見受けられるようになつたわけではござります。特に本国有提供施設等交付金に関しまして、その著しい事例がたびたび指摘せられるようになつた次第でござります。そこでその前に、時価といふ考え方でございますが、これはいわば取引上の価格といふふうに考えられます。國有財産の取引価格と申しますと、これを処分する場合の価格といふことに相づりますが、これがいわば取引上

というものが、台帳価格を相当上回るという結果になりますが、これに反しまして、建物、工作物等の場合でござりますと、取得時の価格といふものが、人件費その他を込めて綿密な計算を行いますばかりではなく、実際はこれを利用する価格が相当減じております。特に米軍に提供されておりました建物、工作物等は、これを一般の利用に供します場合は、利用効率という面から相当の価格上の減を認めざるを得ないということになりました。台帳価格を下回って処分されるということがむしろ通常の場合でございまます。このようにいわゆる時価といふことと比べて参りますと、土地の場合は非常に低いという例がございます。反面建物、工作物等におきましては、時価よりもむしろ台帳価格の方が高くなるという面があるわけですが、かりに交付金の関係で考えてみますと、そういうふうな土地を主として持つ場所におきましては、交付金の決定においては相対的に不利になります。

これに反しまして、建物等を多く持つ

おります市町村におきましては、交

付金の決定に当り相対的に有利に決定されるというようなこともあるかと思

います。全国的にこれを見ますと、

土地同士の間あるいは建物、工作物同

士の間におきましては、少くとも不均

衡が一応ないということで、台帳がこ

の交付金の基準として採用されておる

というふうに考えております。

それからただいま御指摘のございま

したように、実際の価格あるいは時価

と、これらの台帳の価格が非常に異

なつておつて不適当だという場合に、

それではどういう対処策があるのかと

いう点でございますが、最初に申し上

げましたように、台帳価格を改めると

いうことは、非常に慎重な手続を経て

行なつております。それも毎年ある

ことは常時価格を時価に直しておるとい

う不可能なことでござりますので、一応

建前は、先ほど申し上げましたよう

五年ごとに改定をするのだということ

で参つております。しかしながら、現

在台帳で採用いたしております価格が、

実際にそのまま維持するのが著しく不

適当だと認められる場合でございま

す。たら、それを個別的に検討いたしま

して、隨時適正な価格に修正をするとい

う道は開かれておるわけでござります。

従いまして、個々のケースにつきまし

て、自治庁の方と十分御協議申し上げ

ました上で、特にこれを維持するのが

不適当だと考えられます場合は、これ

を修正するにやぶさかではございま

せん。

○門司委員 非常に異なるたった価格等に

ついては訂正してもらうことはけつ

こうだと思いますが、もう一つこの際、

今の御答弁で明らかになつたと思いま

すが、御承知のように地方税法の関係

からくる固定資産税の価格の査定が三

年に一回ずつ行われております。とこ

ろが、今のお話では大体五ヵ年に一回

ずつ大蔵省では行われております。そ

の間に、私は食い違いが起りはしない

かと思う。市町村の方では自分たちの

直接の関係のある固定資産税の評価が

必要はないのではないか。かりに時

価よりも全般的に二割前後下回る価格

はしないかと考える。こういう点等い

ろいろからみ合せて、結局現在では、

時価のきめ方が十分でなかつた、十億

なら十億という頭打ちをこしらえて、

それからいろいろなものを勘案して、

逆算してこれを配分する、こういう形

になつております。従つて配分の算定

の基礎といふものはきわめて脆弱なも

のですが、この調整も今のお話のようなこ

とで行政的に調整がされるというよう

に解釈してよろしくございますか。

○三浦説明員 ただいまの、一方では

三年ごとに改定が行われるのに対しま

して、国有財産の方だけ五年ごとの価

格改定ということになりますと、時期

のずれが若干その間にあるから不適當

ではないかという点でござりますが、

国有財産の台帳に表示されます価格と

いいのは、本来は国有財産を適正

に管理いたしますための価格というこ

とでございまして、交付金の基準とし

て最も適当であるような価格といふこ

とと必ずしも直接の関係はないわけで

ござります。また三年ごとにするの

か、五年ごとが適当かということにな

りますと、なるほど五年ごとに価格

改定を行います限り、その三年目にお

きましては、相當な開きが実際の価格と

できておるということも当然でござい

ます。しかしながら、そのつど改定す

るということは、必ずしも国有財産台

帳制度そのものといたしましては必要

なことではないといふふうに考える

わけございまして、ただ全体の間の

バランスを失しない、価格改定のとき

に十分そういう考慮を盛り込みまし

て、一定の時点におきまして評価がえ

をいたすわけござります。その後情

勢が変りまして、若干の値上がりがそれ

に当然加わって参りますといつてしま

ても、それがあまりはなはだしい大差

いと言ふよりも、むしろはつきり言え

ば、時価よりもはるかに安い価格で算

定されておるというようなことになり

ます。それでどういう対処策があるのかと

いう点でございますが、最初に申し上

げましたように、台帳価格を改めると

いうことは、非常に慎重な手續を経て

なりますから、かわらず、これを処分いたし

ます場合は、すでに相当減耗いたし

ておつて不適当だという場合に、

それではどういう対処策があるのかと

いう点でございますが、最初に申し上

げましたように、台帳価格を改めると

いうことは、非常に慎重な手續を経て

なりますから、かわらず、これを処分いたし

ます場合は、すでに相当減耗いたし

ておつて不適當だという場合に、

それではどういう対処策があるのかと

いう点でございますが、最初に申し上

げました

お考えにならないと、各市町村の自由にまかして申告その他を集めていると、いうことになりますと、かなり不適当なものができようかと思います。だからどうでしょう。これはもう少しはっきりすることのために、地方税法の課税の基準に合せるように大蔵省で考えられませんか。あるいは自治府がそういうふうに考えて配分の方法を考えることにするか、どちらかにしてもらわぬと、この金を受ける地方団体は、もはりてみなければわからない。政府で適当にきめてもらわなければわからないといふことで、かなり予算の編成上に困りはしないかと思うのです。自治省がそういうものを承認して、それを年度の方がそういう地方税法の形でその年度の属する一月一日の時価だということでおきめを願うか、あるいは大蔵省が、両方の省の考え方はどうですか。

○三浦説明員 最初に、台帳価格が一般的に時価より下回っている例が多い、それによって他の地方税の関係とバランスがとれないという点でござりますけれども、台帳価格はなるほどおっしゃいます通りに時価よりも価格改定の時点から離れますとだんだん開いていくことは避けがたいことでございます。現在の交付金の制度との関連で考えますと、かりに時価より下つておりますと、全体として十分な権衡がとれております限りは必ずしも不適当ではない。それから提供資産以外の固定資産の関係の交付金におきましても、結局各地域間のバランスが特に失われているということですざいません限りは、台帳価格は基準とされること

に何らおかしい点はないのではないか、
というふうに考えます。しかしながら、
ただいま門司委員の御指摘ございまし
たような著しく不適当な事例、いわゆ
る、國有財産台帳を適正な価格——嚴
格に価格も維持したいという大蔵省の
考え方いたしましてもはなはだ遺憾な
点でございまして、このような場合
は、もちろん事務上の何らかの手違い
があつたとか、そういった場合でした
ら直ちにその誤まりを訂正するにやぶ
さかではございません。そういった点
を御指摘をいただきますと——もちろん
御指摘を受けるまでもなく、こちら
で調査して確認いたしました限りにお
きましてこれをどんどん改めて参りま
して、台帳価格というものが全体とし
てバランスを失しないような形に常に
維持し、國有財産台帳あるいはその台
帳価格の権威を十分維持するよう努
めたいと考えております。

○金丸政府委員 昭和三十四年度の交付金の対象となりますます対象財産の国有財産の台帳価格がおよそ一千百億程度でございます。それを基礎にいたしますと、その一・四%で十五、六億程度に地方税に換算いたしますとなろうかと思ひますが、これは台帳価格でございまして、これをほかの一般の固定資産と同じように評価いたしました場合、その金額が幾らになるかは、私どもにはただいまのところわかつております。台帳価格をもとにいたしまして固定資産税の標準税率を乗じますと、先ほど申しました約十五、六億程度にならうかと思う次第であります。

○門司委員 これ以上聞きませんが、あまり明らかになりませんが、そうすると十億という金も、大負けに負けて今の政府の言いなりに、大蔵省の台帳の今まで計算してまだ五、六億損をしておるというような形が出てくるかと思うのですが、これらにつきましては、特に大蔵省も自治庁の方でも考慮を払っていただきたいと思うのです。駐留軍関係の、あるいは自衛隊も同じような性格を持っておりますが、土地は必ずしも地方の財政をプラスしていないということでありまして、その基地のことのためにかなり大きな負担を地方政府体でもかけられておる。ことに駐留軍の関係等につきましては、駐留軍がもしいなければ、一部分のものはとつくに民間に払い下げを受けておると思うのです。払い下げができるれば、民間等は固定資産税というものをやはり納めなければならないことに

ま軍が使用しておるということで結局そのままになつておる。そうしてそれが日本では御承知のようにこういう制度を設けましたのはことしで三年目であります。約十年というものは基地の財政というものは苦しかったと思うのです。大きな土地をかかえておりながら苦しかったと思うのです。多少遊興飲食税その他でカバーでくるといたしますが、税法上の固定資産税の方から出てくる財源というものは非常に少なかつたと思うのです。基地財政というものは、ここに詳しく申し上げる必要はないと思いますが、絶えず一つの不安に襲われております。

それからもう一つは、さつき申しましたように必ずしも地方自治体にプラスになっておらない。仕事是非常にふえておるが、実際上の収入というもの非常に少ないのであります。駐留軍が駐留しておることのために地方自治体が特別に持ち出した数字等も一応計算したものもございますが、かなり大きく地方の自治体は迷惑しておる。そのことが十年も続ければおつて、そろしてやつと二年前からこういう制度が設けられて、多少地方の自治体の財政にプラスすることができるようになつたのであります。しかし、それもなお今の数字から見ますと、さつき申しましたように政府の台帳によるもの、いわゆる税法上の基礎になつておる一月一日の価値というのものとかなり開きがあると思うのであります。もし時価でこれが換算されるものとすれば、これをはるかに上回る大きな数字が出てこなければならぬと思

います。そういう点から検討してみますと、少くとも十億という数字は妥当な数字ではないと思つております。さつき申しましたように、固定資産税の性格に近づけていくという考え方のとおりにこの金の増額が当然必要だと思う。そういう点について、ここで大蔵省の課長さんに、どうするかということを御質問を求めて私も無理とも思いますが、この点については一つ政府当局の間で十分お考えを願つて、やはり地方の自治体の希望でもありますし、また税法上から見てもおかしいのです。片方は時価でどんどん取るが、國からの方はこういう形で台帳によるのだということであって、その台帳は五年に一べんずつ変える。しかも、さらにその先是買い取る金が大体台帳が基準になつていて、その金額でどうしても適正なものとは考えられない。従つて、これを適正な固定資産税にできるだけ近づけていくという方針をこの際——きょう大蔵省の次官大臣においでを願つておればはつきりお聞きしたいと思うのですが、課長さんは無理だと思いますが、一つ十分当局でお考えを願いたいと思います。

○鈴木委員長 他に御質疑はありますか。

——別に御質疑もないようでありますから、本案に対する質疑はこれにて終局することといたします。

この際、門司亮君より本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されおりましたので、その趣旨弁明を聽取することといたします。門司亮君。

○門司委員 それでは今委員長からお諮りのございましたように、この委員会に両党を代表いたしまして附帯決議

をいたしたいと思います。まずその附帯決議の案文を朗読をいたします。

附帯決議

本法の施行に當り、政府は、本制度創設の趣旨と経緯にかんがみ、特に左記事項に留意して、財政上特殊の事情に在る関係市町村助成のため、遺憾なきを期すべきである。

一、本交付金対象資産の評価の適正化を図り、もつて交付金配分の公平均衡を期すること。

一、政令で定める強薬庫及び燃料庫の範囲は、これら施設の用に供する土地の外、アメリカ合衆国軍隊が使用した場合との均衡等を考慮して建物及び工作物をも対象に加える等対象資産範囲の拡大を図り、実情に即するよう措置すること。

一、本法制定の際、本委員会が行つた附帯決議の線にそい、特に交付金総額予算の増額に努めるること。

右決議する。

こういう決議案文でございます。

この内容は、かなりこまかく今朗読いたしましたものの中に記載がされておりますので省略をいたしたいと思います。

○鈴木委員長 次に、地方自治法の一

部を改正する法律案について審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の通告がありま

すのでこれを許します。渡海元三郎君。

○渡海委員 地方自治法の一部を改正

する法律案でございますが、本改正案

の要旨は、市町村立の教育職員の恩給

通算の件であります。ただし今までの

地方自治法におきましては義務規定と

ましては、技術的の問題からその困難

性が認められまして、ただいままでの

教育に從事する職員の中に、ひとり市

町村立の職員のみが通算の恩典を受け

ることができます。このため給与の不

均衡並びにひいては人事交流の円滑化

等に支障がございましたので、長年にわたりこれが予算措置を講ぜられるよ

う要望して参つたのでござります。昨

年の国会におきましても、この趣旨に

沿いまして本委員会において附帯決議

として議決されたような状態でござい

ます。政府は、このたびこの附帯決議

の趣旨に沿いまして、本改正案を提出

されたのでございまして、この御尽力

に対しまして深く敬意を表する次第で

ございます。

○藤井(貞)政府委員 通算の措置を法

律上義務づけられる前提といたしまし

て、当該地方団体におきます退職年金

条例の内容が政令で定める基準に適合

する必要とするということにいたしまし

たしましたのは、もっぱら技術的な面か

らでございまして、私たちといたしま

して、いろいろ御決議の要旨に従

ふべきお取り上げ願いまして、御採決を

お話をいただきたいと思います。

○鈴木委員長 次に討論に入る順序で

ありますが、別に討論の申し出もあり

ませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（總員起立）

案は全会一致をもつて原案の通り可決せられました。

次に附帯決議を付すべしとの動議について採決をいたします。

〔總員起立〕

○鈴木委員長 起立總員。よつて、附

帯決議を付することに決しました。

（總員起立）

案は全会一致をもつて原案の通り可決せられました。

（總員起立）

（總員起

措置によりまして通算ができるわけでもございませんから、通算のないときよりも、当該職員にとつては非常に有利な措置を受けることになるということです。事実この点につきましては、当該職員の団体等についていろいろ意見を徴しまして、大勢はそのように御了解いただいております。なおこの不利の点等につきましては、できまするならば、当該関係市等において、退職をいたしまする際の一時金の支給につきまして、何ら特別措置を講ずるということは、当然考え方られていいのではないか、そういう方法によって不利の面をカバーしていくということは、われわれとしても考えていいのではないかと思つておる次第であります。

○渡海委員 現在賃給制度につきましていろいろ批判もござりますので、これを共済組合制度に切りかえるというふうなことでございまして、現に国家公務員におきましても、共済組合法が提案されておるというふうな状態でございますが、国家公務員がこのような姿に切りかわりましたならば、当然地方政府公務員に対しましても、遠からずこのよくな法案が提出され、制度が変更のではないか、かよううに考へるのでござりますが、こういったことになりました場合に、本制度にいかにこれが準用されていくか、この点につきまして、一つ御見解を承りたいと思います。

○藤井(貞)委員 國家公務員の退職年金制度の改正に伴いまして、地方公務員の退職年金制度をどういうふうに持つて参るかということは、次の段階において当然考へられなければならぬ

味合いをもちまして、現在の政府とい
たしましても、地方制度調査会に諮問
をいたしまして、現在地方制度調査会
において鋭意これらについて答申案を
提出をされました暁におきま
しては、われわれといいたしましては、
直ちに本制度に対する改革案の準備に
取りかかりたい。かよううに考えておる
次第であります。国家公務員の場合の
ように、全体を共済組合方式によつて
やつていくということに相なります
と、この点今よりも通算は当然楽にな
つて参りまして、地方公務員につき
ましても、府県職員のみならず、市町
村職員も全部対象にしてこれを規制を
して参るということに相なりますなら
ば、当然國、府県、市町村各相互間に
おいて通算可能になるわけでございま
すから、本措置も当然新制度に溶け込
んで参るということになりますて、通
算措置は永続的に行われるということ
に相なるものとわれわれは考えており
ます。

たように、条例を政令の基準に従つて町村に作つていただきことが本制度を実施する唯一の道でございますので、ただいまの御答弁にありましたような行政指導をもつて万漏洩なきを期していただきたいということを要望いたしまして、私は質問を終りたいと思います。

○鈴木委員長 加藤精三君。

○加藤(精)委員 この際私からも一言この法案に關連して希望を申し上げたいのであります。

私は、考えますのに、本法案が突然として提案されましたのは、これは国家公務員の退職年金制度と地方公務員の退職年金制度とが足をそろえて出発しなかつたということと、仕方なしに出ているのだろうと思うのであります。が、その足をそろえて出発されたということがあります。私は若干の希望があるのでございます。これは地方団体側には、財政上とか、あるいは各地方団体間の不均齊、いろいろな関係があつて事ここに至つたものだと思うのであります。が、國家公務員に対して、国家が強力に助成してその身分を安定するということが非常に望ましいことだと考えるのでござります。ある特定の団体が非常に富裕団体であるかゆえに、その身分の安定が他の地方団体より著しく有利だということは望ましいことじやないのであります。そして一面、国家は何よりも大きな安定した団体でござりますので、そういう関係で國家、各地方団体とも、職員が共通して国家の恩恵に浴した方がいいと考える

方制度調査会といふものに隠れるのであります。たとえば府県の統合問題その他他の問題でも、何か方制度調査会といふものに隠れてしまつて、行方不明にならないよう、明年度は必ず地方公務員の退職金制度というものを確立させる御決心があるかどうかということを、まず関連して大臣の御意見をお伺いさしていただきたいと思います。

○青木国務大臣　お話の点につきましては、御承知のように国家公務員関係が本年の十月から発足することになりますので、地方公務員関係につきましても、これと関連いたしまして明年度から実施すべきであるという考え方方に立ちまして、実は先般の閣議におきまして、申し合せと申しますか、了解項と申しますか、方制度調査会の答申を待つて明年度から地方公務員関係につきましては実施する、こういう方針をきめておるのでございまして、御期待に沿うように必ず実現いたしたいと考えております。

○加藤(精)委員　もう一つ、非常に簡単なことでございますが、今回、定時制高校の先生と全日制の高校の先生の間の待遇上のことにつきまして均衡を保證せしめるような法律案ができたことは、これは時代の進歩を物語るものだと考ええるものでござります。これに対して技術上ほとんど不可能だといって相当期間拘み続けてこられたような政府当局も、よくその時代精神を御理解されまして、今度は市町村側の条例が恩給法のような基準を設けたならば通算してやるという新手を使いまして、そ

してこれをまとめたいたいことは非常に感謝にたえないのです。が、何か非常に大きな声が出ないと、政府は不公平をそのままにして見過す。めんどうくさい法律案なんか出されると、国会の委員会で非常にうるさく言うから、なるべく出さぬ方が得だ。というふうなお考えが政府部内にあるかのような気がしておるのでございます。また委員会の方も、大局においていいときには、あんまりやかましいことを言わずに通すということの反省も必要だと思うのであります。

もう一つ、この定時制の中に同じような問題がころがっておるのであります。

五大市の中には市立の高等学校が非常にたくさんあるのです。ところが、市立の高等学校の全日制の先生は

給与が市負担であります。それから定期的に市立の高等学校的先生は、市

町立学校職員給与負担法によりまして、給与が府県費支弁になつております。ところがその間に非常に不公平がございまして、兵庫県のごときは、同じ年度の古参の先生なんかにおきましては年間に六、七万の給与の差があるのです。それからこの間、神戸市のある何十周年記念かの祝典においては、全日制の高等学校的先生

対してはフロックコート一着を給与したが、定期制には給与しない。その他非常な待遇上の差があるという事実があるのでござります。非常に忙しそうでありますので、またおじやましてはいかぬと思いますが、そういうこ

とで、一つの自治体の施設に属する先生たちに非常に待遇上の差があるといふことは、はなはだどうも私は悲しむ

べきことだと思っておるのであります。人が困ることなら百年でも二百年が、何か非常に大きな声が出ないと、政府は不公平をそのままにして見過す。めんどうくさい法律案なんか出されると、国会の委員会で非常にうるさく言うから、なるべく出さぬ方が得だ。というふうなお考えが政府部内にあるかのような気がしておるのでございます。また委員会の方も、大局においていいときには、あんまりやかましいことを言わずに通すということの反省も必要だと思うのであります。

もう一つ、この定時制の中に同じよ

うな問題がころがっておるのであります。

五大市の中には市立の高等学校が非常にたくさんあるのです。ところが、市立の高等学校的先生は

給与が市負担であります。それから定期

的に市立の高等学校的先生は、市

町立学校職員給与負担法によりまして、給与が府県費支弁になつております。ところがその間に非常に不公平がございまして、兵庫県のごときは、同じ年度の古参の先生なんかにおきましては年間に六、七万の給与の差があるのです。それからこの間、神戸市のある何十周年記念かの祝典においては、全日制の高等学校的先生

対してはフロックコート一着を給与したが、定期制には給与しない。その他非常な待遇上の差があるという事実があるのでござります。非常に忙しそうでありますので、またおじやましてはいかぬと思いますが、そういうこ

とで、一つの自治体の施設に属する先生たちに非常に待遇上の差があるといふことは、はなはだどうも私は悲しむ

べきことだと思っておるのであります。

でもしんばうするという態度は、われわれの国会やわれらの政府はやるべき

ではないような気がするのであります。

理さんから、長い質問をすることは困るという御意見がございましたの

で、私は、今は意見だけ述べまして質

問を終ります。

○鈴木委員長 次に消防組織法の一部

を改正する法律案を議題として審査を

進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許

します。安井吉典君。

○安井委員 私、昨日消防組織法の改

正法案に關連いたしまして、主として

第十九条の法案の背骨になる問題につ

きましての御質問を申し上げておった

のであります。本日続きまして消防

力強化に関しまして、人的な方面的強

化が必要だというような考え方からお

尋ねを二、三いたしたいと思うのであ

ります。

消防人に対する教養訓練の措置を強

化していくことは、きわめて大

切なわけでございますが、今度消防大

学校設立の運びが法案でもきめられて

いるわけでござります。從来の消防講

習所から消防大学校への発展につきま

すが、そのような点からお答えをいただ

きたいと思います。

○鈴木(琢)政府委員 現在三鷹にあり

ます消防講習所は、昭和二十三年の消

防制度の改正と同時にできたわけであ

ります。

人

が困ることなら百年でも二百年

が、何

か

が、何

<

徹底していきたい。また県の方からも、消防団の一般の団員の教養を市町村にやつてもらうよう勧めて、また出かけて行って教養に当るということを数多くやつてもらいたい。そういうことで常々指導しているような次第であります。一般団員の教養ということについて、御指摘通りわれわれも非常に重要性を認めておりますので、そういう実情に即する方法を研究いたしまして、十分徹底した教養訓練ができますように今後も努力していきたい、かように考えております。

○安井委員 都道府県の消防学校につきまして、財政的な裏づけはどういうふうになさっておられますか。

○鈴木(琢)政府委員 現在は、都道府

県の消防学校ばかりでなく、一般の消防業務につきましては、その財政的裏づけは一般的に地方交付税によつているわけでござりますが、今回国に消防大学校を設け、また府県にもなるべく多くの消防学校を設けてもらいたいといふ趣旨から、補助金を予算に計上いたしましたして、県の消防学校施設費に対しまして、国庫補助五校分として一千三百七十五万円を計上いたしております。これは毎年五校ずつ補助いたしましたして、ずっと継続して毎年五校ずつの学校をふやしていきたい。現在はつきりとした消防学校のございますのは、全国で十二都道府県にとどまっています。

○安井委員 次に、消防長につきましては、今度の改正案で資格要件がだいぶはっきりしてきただようであります

が、資料で、おそらくこれは政令にきめられることを予想されるような資格

要件の定めもいただいておるわけでござりますが、こういうことになります。

○鈴木(琢)政府委員 ところへいなければいけないのじやないか。あるいはまた地方の町村によりますと、消防長は実際は町村長とか助役

なんかが兼ねてやつてゐるところがだ

ざりますが、こういうことになります。

○安井委員 ここに管理職何年とい

うか。あるいはまた地方の町村によりま

すと、消防長は町村長とか助役

なつておりますか。

○鈴木(琢)政府委員 消防長の資格制

限に関する資料をお手元に差し上げて

あるわけでござりますが、御指摘のこ

とく消防長の任用資格を制限しますすれ

ば、それの待遇等についても、もちろん将来十分考慮するよう取り計ら

ていかなければならぬとは考えてお

ります。これはだんだんとそういう措

置をとつていただきたいと存じますが、こ

の資格要件をきめました趣旨は、今お

話もありましたように、消防長の任命

を市町村長が割に気安く考えて、任命

する適当な人がいなければ、市長なり

助役が事務取扱いのよう形でやると

いう趣旨から、補助金を予算に計上い

たしまして、県の消防学校施設費対

しまして、国庫補助五校分として一千

三百七十五万円を計上いたしております。これは毎年五校ずつ補助いたしまして、全国で十二都道府県にとどまっています。

○安井委員 次に、消防長につきまし

ては、今度の改正案で資格要件がだい

ぶはっきりしてきただようであります

が、資料で、おそらくこれは政令にき

められることを予想されるような資格

も勘案して、この案文のように選考

の範囲は比較的広くできるというよう

な規定にいたしたわけであります。

○安井委員 ここに管理職何年とい

うか。あるいはまた地方の町村によりま

すと、消防長は実際は町村長とか助役

なつておりますか。

○鈴木(琢)政府委員 消防長の資格制

限に関する資料をお手元に差し上げて

あるわけでござりますが、御指摘のこ

とく消防長の任用資格を制限しますすれ

ば、それの待遇等についても、もちろん

将来十分考慮するよう取り計ら

ていかなければならぬとは考えてお

ります。これはだんだんとそういう措

置をとつていただきたいと存じますが、こ

の資格要件をきめました趣旨は、今お

話もありましたように、消防長の任命

を市町村長が割に気安く考えて、任命

する適当な人がいなければ、市長なり

助役が事務取扱いのよう形でやると

いう趣旨から、補助金を予算に計上い

たしまして、県の消防学校施設費対

しまして、国庫補助五校分として一千

三百七十五万円を計上いたしてお

ります。これは毎年五校ずつ補助いたしまして、全国で十二都道府県にとどまっています。

○安井委員 次に、消防長につきまし

ては、今度の改正案で資格要件がだい

ぶはっきりしてきただようであります

が、資料で、おそらくこれは政令にき

められることを予想されるような資格

も勘案して、この案文のように選考

の範囲は比較的広くできるというよう

な規定にいたしたわけであります。

○安井委員 ここに管理職何年とい

うか。あるいはまた地方の町村によりま

すと、消防長は実際は町村長とか助役

なつておりますか。

○鈴木(琢)政府委員 消防長の資格制

限に関する資料をお手元に差し上げて

あるわけでござりますが、御指摘のこ

とく消防長の任用資格を制限しますすれ

ば、それの待遇等についても、もちろん

将来十分考慮するよう取り計ら

ていかなければならぬとは考えてお

ります。これはだんだんとそういう措

置をとつていただきたいと存じますが、こ

の資格要件をきめました趣旨は、今お

話もありましたように、消防長の任命

を市町村長が割に気安く考えて、任命

する適當な人がいなければ、市長なり

助役が事務取扱いのよう形でやると

いう趣旨から、補助金を予算に計上い

たしまして、県の消防学校施設費対

しまして、国庫補助五校分として一千

三百七十五万円を計上いたしてお

ります。これは毎年五校ずつ補助いたしまして、全国で十二都道府県にとどまっています。

○安井委員 次に、消防長につきまし

ては、今度の改正案で資格要件がだい

ぶはっきりしてきただようであります

が、資料で、おそらくこれは政令にき

められることを予想されるような資格

も勘案して、この案文のように選考

の範囲は比較的広くできるというよう

な規定にいたしたわけであります。

○安井委員 ここに管理職何年とい

うか。あるいはまた地方の町村によりま

すと、消防長は実際は町村長とか助役

なつておりますか。

○鈴木(琢)政府委員 消防長の資格制

限に関する資料をお手元に差し上げて

あるわけでござりますが、御指摘のこ

とく消防長の任用資格を制限しますすれ

ば、それの待遇等についても、もちろん

将来十分考慮するよう取り計ら

ていかなければならぬとは考えてお

ります。これはだんだんとそういう措

置をとつていただきたいと存じますが、こ

の資格要件をきめました趣旨は、今お

話もありましたように、消防長の任命

を市町村長が割に気安く考えて、任命

する適當な人がいなければ、市長なり

助役が事務取扱いのよう形でやると

いう趣旨から、補助金を予算に計上い

たしまして、県の消防学校施設費対

しまして、国庫補助五校分として一千

三百七十五万円を計上いたしてお

ります。これは毎年五校ずつ補助いたしまして、全国で十二都道府県にとどまっています。

○安井委員 次に、消防長につきまし

ては、今度の改正案で資格要件がだい

ぶはっきりしてきただようであります

が、資料で、おそらくこれは政令にき

められることを予想されるような資格

も勘案して、この案文のように選考

の範囲は比較的広くできるというよう

な規定にいたしたわけであります。

○安井委員 ここに管理職何年とい

うか。あるいはまた地方の町村によりま

すと、消防長は実際は町村長とか助役

なつておりますか。

○鈴木(琢)政府委員 消防長の資格制

限に関する資料をお手元に差し上げて

あるわけでござりますが、御指摘のこ

とく消防長の任用資格を制限しますすれ

ば、それの待遇等についても、もちろん

将来十分考慮するよう取り計ら

ていかなければならぬとは考えてお

ります。これはだんだんとそういう措

置をとつていただきたいと存じますが、こ

の資格要件をきめました趣旨は、今お

話もありましたように、消防長の任命

を市町村長が割に気安く考えて、任命

する適當な人がいなければ、市長なり

助役が事務取扱いのよう形でやると

いう趣旨から、補助金を予算に計上い

たしまして、県の消防学校施設費対

しまして、国庫補助五校分として一千

三百七十五万円を計上いたしてお

ります。これは毎年五校ずつ補助いたしまして、全国で十二都道府県にとどまっています。

○安井委員 次に、消防長につきまし

ては、今度の改正案で資格要件がだい

ぶはっきりしてきただようであります

が、資料で、おそらくこれは政令にき

められることを予想されるような資格

も勘案して、この案文のように選考

の範囲は比較的広くできるというよう

な規定にいたしたわけであります。

○安井委員 ここに管理職何年とい

うか。あるいはまた地方の町村によりま

すと、消防長は実際は町村長とか助役

なつておりますか。

○鈴木(琢)政府委員 消防長の資格制

限に関する資料をお手元に差し上げて

あるわけでござりますが、御指摘のこ

とく消防長の任用資格を制限しますすれ

ば、それの待遇等についても、もちろん

将来十分考慮するよう取り計ら

ていかなければならぬとは考えてお

ります。これはだんだんとそういう措

置をとつていただきたいと存じますが、こ

の資格要件をきめました趣旨は、今お

話もありましたように、消防長の任命

を市町村長が割に気安く考えて、任命

する適當な人がいなければ、市長なり

助役が事務取扱いのよう形でやると

いう趣旨から、補助金を予算に計上い

たしまして、県の消防学校施設費対

しまして、国庫補助五校分として一千

三百七十五万円を計上いたしてお

ります。これは毎年五校ずつ補助いたしまして、全国で十二都道府県にとどまっています。

○安井委員 次に、消防長につきまし

ては、今度の改正案で資格要件がだい

ぶはっきりしてきただようであります

が、資料で、おそらくこれは政令にき

められることを予想されるような資格

も勘案して、この案文のように選考

の範囲は比較的広くできるというよう

な規定にいたしたわけであります。

○安井委員 ここに管理職何年とい

うか。あるいはまた地方の町村によりま

すと、消防長は実際は町村長とか助役

なつておりますか。

○鈴木(琢)政府委員 消防長の資格制

限に関する資料をお手元に差し上げて

あるわけでござりますが、御指摘のこ

とく消防長の任用資格を制限しますすれ

ば、それの待遇等についても、もちろん

将来十分考慮するよう取り計ら

ていかなければならぬとは考えてお

ります。これはだんだんとそういう措

置をとつていただきたいと存じますが、こ

の資格要件をきめました趣旨は、今お

話もありましたように、消防長の任命

を市町村長が割に気安く考えて、任命

する適當な人がいなければ、市長なり

助役が事務取扱いのよう形でやると

いう趣旨から、補助金を予算に計上い

たしまして、県の消防学校施設費対

しまして、国庫補助五校分として一千

三百七十五万円を計上いたしてお

ります。これは毎年五校ずつ補助いたしまして、全国で十二都道府県にとどまっています。

○安井委員 次に、消防長につきまし

ては、今度の改正案で資格要件がだい

ぶはっきりしてきただようであります

が、資料で、おそらくこれは政令にき

められることを予想されるような資格

も勘案して、この案文のように選考

の範囲は比較的広くできるというよう

な規定にいたしたわけであります。

○安井委員 ここに管理職何年とい

うか。あるいはまた地方の町村によりま

すと、消防長は実際は町村長とか助役

なつておりますか。

ことは私は許さるべきものではない。その面において万一消防団として政治活動をするというふうなことがあります。したならば、これは当然規制しなければならぬ、かように考えております。

○太田委員 もう一つだけ。それでは不徹底なんて、団としてやるのか、個人としてやるのかということについて外見見分けがつかないでしょう。地方から寄付をつるのは、団としてやるのか個人としてやるのかわからない場合がある。グループが寄付をつる場合もあるのです。だから、消防団員が消防団員であることを明らかにする身分的な表示を外装にまといつづけ行う政治活動というものは、団であるのと個人であるのか、どうして見分けるのですか。取り締まる方法がないでしょ。従って、地方公務員法三十六条は、今のが非常勤の団員の場合は特別職で適用できない。それならあなたのつらることは、どういう標準でこれはよろしい、これはいけない——外装が消防団であることが明らかな者です。特定の候補者の運動をした場合、それはよろしいのですか、いけないことだと思います。

○青木国務大臣 個々のケースについて検討しなければならぬと思うのであります。あるからといって、団員の何人かが集まって何らかの政治活動といいます。もしくは消防団の決議において、あるいは消防団の役員会等において、団として意思決定を行い、それによって団員が行動するということに

なりますと、これは国の活動になります。そこで、当然規制しなければならない。それは、現実の問題としては、個人のケースについて見なければ、この場合はどうとなかなか判定しにくい点もあります。あると思うのですが、考え方といつたまでは、団員である個人の政治活動を押えるわけに参りませんので、これがやむを得ない。しかし、団といつたまでは、消防団員が寄附をもらひに行くとかいうようななかなかないと思います。

○加藤(精)委員 関連。ただいま安井さんから非常に適切な御意見がありましたが、今の時代は昔のよき時代と違うところがあります。昔は消防団員といいますと、職人衆の優秀な分子が消防団員になることを名誉として、私の町のことなども前科ある人は消防団員には採用しない。それからようほどしつかりした人物だと認められる人を消防団員にするというような風氣があったのであります。現在の意識では、前科のある人も、心がけを直せばりっぱな市民でありますから、そういうことは考え直さなければならぬと思いますが、いずれにしても人格を重んじて、そして消防団員として社会に奉仕することを非常に光榮にしておったのでござります。しかしながら国民生活は、国民経済が非常に変動が多いのと、それから時世の進歩に従いまして、住民生活上も多忙をわめてくるというような関係がございまして、消防団員として相当年間まで何らかの政治活動といいますけれども、その応援協定がございますけれども、その応援協定が、どうも頼まれてもしないのに応援すると、あとからの謝礼が困るとか、あるいは濃霧のために火の見やぐらから火が見えなかつたとか、あるいは……「簡潔にやれ」と呼ぶ者あり」簡潔にやれという御命令がござりますので簡潔にやりますが、とにかく近代の科学技術の時代になりましたはそういう気持を持って任じておるという点もなきにしもあらずであります。しかし、御指摘のように今日の日本の消防の必要性から考え、また消防それ自体の業務の内容から見ますと、無電通信等が非常に進歩しております。しかし、御指摘のように今日の日本の消防の必要性から考え、また消防それ自体の業務の内容から見ますと、無電通信等が非常に進歩しております。そこで私どもいたしまして

点から見まして、非常勤消防団員には、消防署の職員のようなわけにはもとも相当の働きを持つことになります。それで、そういう場合にそういう応援命令もする。また、服装の統一等には公務員の制服をもつて相当考えてやるという方向に進んでいただきたいと思うのでござります。その点につきまして十分でございます。そこで要望しておつたのでございませんであります。それが今までなかなか得なかつたことがあります。その点につきまして十分でござりますれば、消防団員が寄附をもらひに行くとかいうようななかなかないと思います。それが今までしてそういうものが、われわれとしては非常に残念でございますが、それはわれわれのわからぬところとなると思うのでござります。そういう点で、地方自治体の内部經營が、従来の醇風美俗、大岡越前守が消防団を始めたときのようならぬこれのことが、徒然と何かされることはなくなると思うのでござります。

二つお伺いします。

○青木国務大臣 第一段の消防団員に対する処遇の問題、また消防団員に対する考え方の問題であります。申し上げるまでもなく、日本の消防団員といふものを沿革的に見ますと、もともとその土地の有志の方々が、一種の義侠心と申しますか、義侠心と申しますが、そういうような自発的な気持ちで、自分たちの郷土を守ろうという考え方方に立つて消防団員といふものが御指摘のように発足して参つたわけであります。そういう沿革がありますので、今回は消防組織法の改正に伴いまして、府県の方の人員の増員だけ増額したいというような考え方を持って編成して参つたのであります。が、なかなか一度にというわけに参ります。そこで、その沿革に見ておるだけの力を尽して参りたい、

関係におきまして、現在でも、ややもしかしながら国民生活は、消防組織法の二十一條に「市町村長は、消防の相互応援に関して協定することができる」という規定がございまして、市町村の自由意思にまかされておるという状態でございますが、それを知事がもつと強力に指導して、義務的に相互応援させるようにしたらどうかという御意見でございますが、非常事態の場合に處する方策といたしましては、二

の際の知事の指示権、相互応援の実施あるいはその他災害防止について必要な指示をすることができるということでも、緊急事態における指示権は二十四条の二で可能なわけでござります。さらに今回の消防組織法の一部改正の案にありますように、国家消防本部の任務として入っておりますし、さらに都道府県の任務として、市町村の火災防衛計画の基準の研究及び立案に関する事項というものが国家消防本部の任務として入っておりますれば、相当しておりますので、この火災防衛計画の作成ということになりますれば、相当規模の大きな火災につきましても計画を立てなければなりませんし、また特別な悪条件の気象下における火災の場合の対処策等も立てなければなりませんので、火災防衛計画を立てるに当りましては、自然その一つの町村だけ手に負えない場合に、付近の町村から応援を求める方策等も計画に編み込まなければならぬと存じますので、こういうものによってただいま御質問のありました点を十分補つていただけるかよう思います。

警察官が警察官の職務を執行するときの制服制帽でそこいらに行くと、いろいろなところにいても、やはりそれに対してはいろいろ誤解もあれば、やはり職務を執った警察官としていろいろ扱われる。消防団が寄付を取りにいくつて寄付を出すという場合にも、結局、あとのあたりがおそろしいとか、あるいは何とかかんとか言われる。これから市町村の選挙が行われるのですが、消防団がずっと行くんです。そういう場合に、は個人の資格でやっているんです。しかし、制服制帽でやられることが一般の人々に与える影響——寄付を集めにくる人が多いことについて、「どうふうになれば、大きな幣書がある」と思います。そういう場合の制服制帽というのが好ましいことであるか、好みでないかといふことにつきまして、一言大臣の見解を述べていただきたい。

二の場合は、これは警察法の非常事態のような相当大きな事態だろうと思うのであります。私の言うのは、町村の一一番端の方の小さな部落に火事があつたような場合、そういう場合でも行けば非常にいい。無電連絡がある場合、応援出動命令を出すということは二十四条の二には規定していないと思う。そういう場合には、日本語では非常事態という言葉は使わない。それから計画樹立について応援協定を指導すると言いますけれども、それは計画とは違うのです。そうして応援命令といふものは、命令を受けた消防長に対しては完璧なんで、無雷等を十分に駆使する時代では必要だという意見を持つておるので、そういう意味でしばしお願いしたわけでございますが、将来十分に御検討願えければけつこうです。御答弁は別に要りません。

精神を發揮して民衆のために働くという、郷土を防護するために働くといふ氣持。これはいかなる時代にも忘れてはいけないし、そういうものは存続すべきだと思います。しかしながら、新しい時代においては、新しい装いを持つた消防精神というものが打ち立てられなければいけないと思います。こういう面の御指導を一そくやつていただきたい。

それからもう一つは、常備の消防職員にいたしましても、まして非常勤の消防団員につきましては、その給与の面がきわめておくれてると思います。これは警察職員に比較いたしましても常備職員は低いんじやないかという気がいたします。勤の団員のことは、ふだんの自分の職業をなげうつて働いてくれるわけではありません。それに対する報いがきめで少いと思います。ですから、そういうようなことからいろいろなつながりができるまして、先ほどもお話をありましたように、選挙などの場合にボスに利用されるというような余地も生じてくるのじやないかと思われます。青木国務大臣は、国家公安委員長である半面、自治庁長官でもあられるわけであります。この沿革から見まして、現在でもまだ昔のような一面があるわけあります。その犠牲心によって郷土を防衛するというその気持はどうとお善につきましての御見解、御所信を伺いたいと思います。

ければなりませんが、同時に話のようだからといつて昔のようなあります。方でいいとは私ども決して考え方。それを持たれておるのであります。それだけ責任を持たれておる限りにおきましては、当然これに對して報いる道といいますか、措置もしなければならぬわけでありますので、そういう意味から申し上げますと、法制的には一応近代的なあり方に形はなっておりますが、実態においては、まだ日本の消防は昔の通りの消防団というような一面が多分に残つておることを、私どもも率直に認めざるを得ないわけであります。この姿に対しても、これを一挙に脱皮して、急速に近代的なものに持つてくるといふこともなかなか困難であろうと思うのであります。また、昔の消防団のいい面もあるのでありますから、その点はもちろん残さなければならぬという問題もあるわけであります。しかし、いずれにいたしましても、御指摘のように消防団員といふものが法制上近代的なあり方に規定されておる以上、その待遇等についても当然そならなければならぬということは言ふまでもないと思うのであります。私どもも、三十四年度の予算編成に当りまして、実は内部的にはいろいろ検討して、この機会に消防団員に対する待遇改善について、交付税の面で見るることはできないだろうかということを、いろいろ苦労もしてみたのであります。遺憾ながら、今回はその運びに至らなかつたのでありますが、私は、何

とかして一刻も早く実現いたしたい。今回、消防組織法の改正に伴う府県の方の消防の充実という関連におきまして、府県の職員の増員等についての交付税を見るという程度にとどまつたのであります。が、当然消防団員の待遇という問題を考えいかなければならぬと思うのであります。先年、消防団員が非常な犠牲を払つて郷土の防衛に当つておる、その人たちに報いるためには少くとも災害の場合にはこれに対する何らかの処置がなければならぬというようなことで、当委員会の非常な御支援によりまして、災害の対策の法律もできたのであります。しかし、まだ一般的の待遇改善については所期の目的を達成することができず今日に至つておるのでございまして、私どもは委員会のお考えも十分了承いたしておりますし、また私ども自体いたしましたが、何とかして一日も早く消防団員というものを昔のような姿でなしに、法制的にもまた待遇の面においておりますし、もつと近代的な行政機関きまして、東京都知事としての消防団という実体を備えるよういたしたい、かように考えます。

○安井委員 今のお答えで大体了解であります。しかし、消防団員の前近代的な精神から近代消防への脱皮ということを私申し上げたわけであるますが、その精神的な脱皮を单に要請しても、その給与待遇の面は弁当代にも足りないような前近代的なものなんです。だから、精神的な脱皮を要求する反面に、われわれは裏づけとして、その人たちがほんとうに命がけで働くような給与、待遇の改善措置を積極的に講じなければ意味がないわけです。片方に精神的な面の要求だけ

をして、片方そういうことでは意味がないことです。今度の場合は、自治庁長官が両方兼ねておられるわけなんですから、一つ積極的な御考慮を重ねて交付税を見るという程度にとどまつたのであります。が、当然消防団員の待遇という問題を考えいかなければならぬと思うのであります。

○北条委員 時間もありませんので、

なあ、消防財政や災害補償の問題を

ついてお尋ねいたしたい点があります

が、次回に保留いたします。

要望をいたしたいと思います。

なお、消防財政や災害補償の問題を

ついてお尋ねいたしたい点があります

が、次回に保留いたします。

要望をいたしたいと思います。

なあ、消防財政や災害補償の問題を

ついてお尋ねいたしたい点があります

が、次回に保留いたします。

要望をいたしたいと思います。

題が過去において伏在しておりました。関係のあるいろいろな施設ができたのでここへとすることございました。長官が両方兼ねておられるわけなんですか、一つ積極的な御考慮を重ねて

いつも三月三日には総理大臣官邸の大会議室はあいているのです。なぜそこで功労者の表彰式あるいは伝達式をやるということは決して適切じゃない。しかも三月三日には総理大臣官邸の大会議室はあいているのです。なぜそこでやるべきものだと考へてあります。やらないのか。ただの酒は飲むなどいふことは、われわれは常に言われています。やられた安易な考え方をいたしましたが、緊急に質問したの

は、一週間後に迫つておるわけでありながら会場に別に金がかかるわけじゃない。そこでやつた方が正しいと私は考へてあります。第一は、昨日鈴木本部長から昭和三十三年度の消防関係功労者の表彰式及び伝達式の御通

は、東京都の条例、これら的一切から見えて適正にあの建物が建つたかどうか、その点について御答弁願います。

○鈴木(琢)政府委員 日本国務大臣の監督を受けておりましたが、あの建物の建築は、それぞれ適法な処置をとつて行われておるものと考へます。

○北条委員 これにつきましては、私は今日は責任を追及しませんが、非常にたくさん問題があるということを

お聞きおるのです。昔から、「異議なし」と呼ぶ者あり

まして、表彰式をやることもまだ承知いたしていないのです。消防本部でやることであります。公安委員会の方ではタッチいたしておりません

ので、ただいま鈴木本部長にちょっとお聞きしますと、何か会場が狭いために日本消防会館を借りることにしたという

ことだそうです。質疑はありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時散会

都合等がございまして、本年は、幸いに

関係のあるいろいろな施設ができたのでここへとすることございました。長官が両方兼ねておられるわけなんですか、一つ積極的な御考慮を重ねて

いつも三月三日には総理大臣官邸の大会議室はあいているのです。なぜそこでやるべきものだと考へてあります。やらないのか。ただの酒は飲むなどいふことは、われわれは常に言われています。やられた安易な考え方をいたしましたが、緊急に質問したの

は、一週間後に迫つておるわけでありながら会場に別に金がかかるわけじゃない。そこでやつた方が正しいと私は考へてあります。第一は、昨日鈴木本部長から昭和三十三年度の消防

関係功労者の表彰式及び伝達式の御通

は、東京都の条例、これら一切から見えて適正にあの建物が建つたかどうか、その点について御答弁願います。

○鈴木(琢)政府委員 日本国務大臣の監督を受けておりましたが、あの建物の建築は、それぞれ適法な処置をとつて行われておるものと考へます。

○北条委員 これにつきましては、私は今日は責任を追及しませんが、非常にたくさん問題があること

を

お聞きおるのです。昔から、「異議なし」と呼ぶ者あり

まして、表彰式をやることもまだ承知いたしていないのです。消防本部でやることであります。公安委員会の方ではタッチいたしておりません

ので、ただいま鈴木本部長にちょっとお聞きしますと、何か会場が狭いために日本消防会館を借りることにしたという

ことだそうです。質疑はありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時散会

都合等がございまして、本年は、幸いに

関係のあるいろいろな施設ができたのでここへとすることございました。長官が両方兼ねておられるわけなんですか、一つ積極的な御考慮を重ねて

いつも三月三日には総理大臣官邸の大会議室はあいているのです。なぜそこでやるべきものだと考へてあります。やらないのか。ただの酒は飲むなどいふことは、われわれは常に言われています。やられた安易な考え方をいたしましたが、緊急に質問したの

は、一週間後に迫つておるわけでありながら会場に別に金がかかるわけじゃない。そこでやつた方が正しいと私は考へてあります。第一は、昨日鈴木本部長から昭和三十三年度の消防

関係功労者の表彰式及び伝達式の御通

は、東京都の条例、これら一切から見えて適正にあの建物が建つたかどうか、その点について御答弁願います。

○鈴木(琢)政府委員 日本国務大臣の監督を受けておりましたが、あの建物の建築は、それぞれ適法な処置をとつて行われておるものと考へます。

○北条委員 これにつきましては、私は今日は責任を追及しませんが、非常にたくさん問題があること

を

お聞きおるのです。昔から、「異議なし」と呼ぶ者あり

まして、表彰式をやることもまだ承知いたしていないのです。消防本部でやることであります。公安委員会の方ではタッチいたしておりません

ので、ただいま鈴木本部長にちょっとお聞きしますと、何か会場が狭いために日本消防会館を借りることにしたという

ことだそうです。質疑はありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時散会

都合等がございまして、本年は、幸いに

関係のあるいろいろな施設ができたのでここへとすることございました。長官が両方兼ねておられるわけなんですか、一つ積極的な御考慮を重ねて

いつも三月三日には総理大臣官邸の大会議室はあいているのです。なぜそこでやるべきものだと考へてあります。やらないのか。ただの酒は飲むなどいふことは、われわれは常にと言われています。やられた安易な考え方をいたしましたが、緊急に質問したの

は、一週間後に迫つておるわけでありながら会場に別に金がかかるわけじゃない。そこでやつた方が正しいと私は考へてあります。第一は、昨日鈴木本部長から昭和三十三年度の消防

関係功労者の表彰式及び伝達式の御通

は、東京都の条例、これら一切から見えて適正にあの建物が建つたかどうか、その点について御答弁願います。

○鈴木(琢)政府委員 日本国務大臣の監督を受けておりましたが、あの建物の建築は、それぞれ適法な処置をとつて行われておるものと考へます。

○北条委員 これにつきましては、私は今日は責任を追及しませんが、

昭和三十四年二月二十八日印刷

昭和三十四年三月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局